明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務一八）　一
〔告示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務三）　五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一五一）　六
○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一一九）　七
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境四六）　九
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同四七）　一〇
〔官庁報告〕
財政
誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（総務省）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金変更関係　七九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告

省令

○法務省令第十八号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十六日

法務大臣　上川　陽子